

(様式第4-1号)

7長林労第17号

令和7年4月1日

林業事業体 事業主 様

一般財団法人長野県林業労働財団

理事長 丸山勝規

令和7年度 林業移住支援事業の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、貴職従業員に周知され、支援金の交付を希望される方には、支援金交付申請書（様式第4-2号）を提出するようご指導ください。

記

1 事業内容

林業移住支援金

- (1) 単身世帯 最大60万円
- (2) 2人以上世帯 最大100万円
- (3) 18歳未満の帯同 最大100万円/人

2 申請期間

令和8年2月28日まで

なお、12月20日以降に申請される方がある場合は、その旨を12月20日までに担当者までご連絡ください。

3 その他留意事項 別紙による

一般財団法人長野県林業労働財団
担当：林業就業支援員 山口勝也
電話：026-225-6080
FAX：026-225-6557
E-mail：zai06@nagano-morijob.com

(別紙)

林業移住支援事業の申請に係る留意事項

1 事業の実施要領

「林業移住支援事業実施要領」による

2 実施要領等の入手

財団のホームページの「助成事業」からダウンロードしてください。

<https://nagano-morijob.com/business/subsidy/>

3 申請書データ提出

様式第4-2号に入力のうえ、林業労働財団にメールで提出してください。

メールアドレスは、zai06@nagano-morijob.com

4 その他留意事項

(1) 支援金の累計額が財団の予算を上回った場合は、翌年度の申請にさせていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 交付申請時、訪問による書類の確認を行うことがありますので、書類整備をお願いいたします。

(3) 助成金交付後、5年以内に林業から離職、県外へ移住した場合は、交付した助成金の返還を請求することがあります。